

情報流通プラットフォーム対処法
（旧プロバイダ責任制限法）が
インターネット上の著作権侵害への
対応に及ぼす影響



三浦法律事務所

Miura & Partners

はじめに

情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

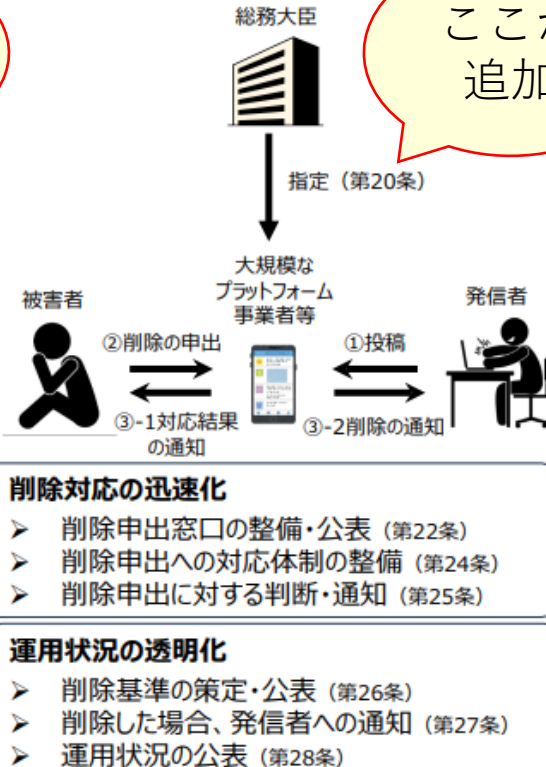
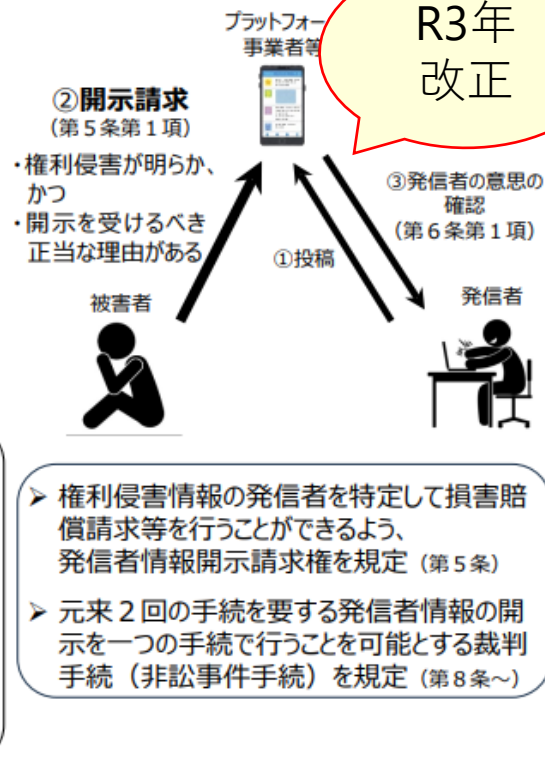
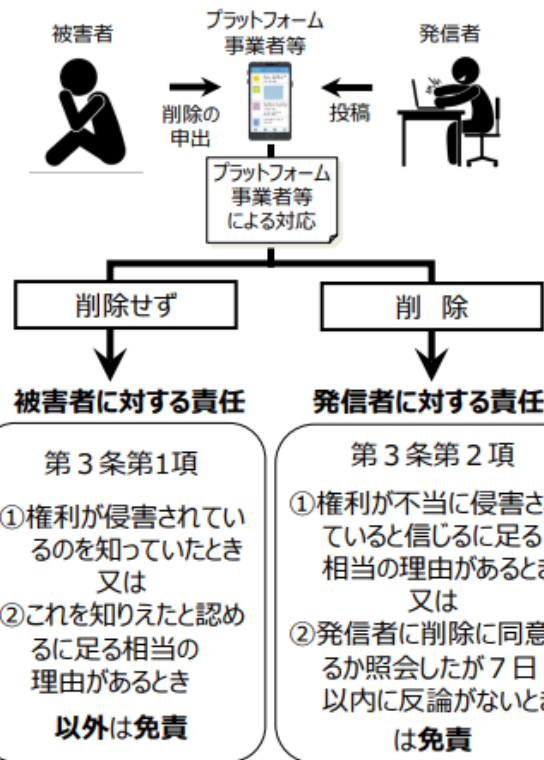
（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号））

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、**「被害者救済」と発信者の「表現の自由」**という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするための法制度を整備するもの。

①プラットフォーム事業者等の 免責要件の明確化

②発信者情報の開示

③大規模なプラットフォーム事業者等の義務



R3年
改正

ここが
追加

総務省HP 概要資料

https://www.soumu.go.jp/main_content/000850215.pdf

海賊版サイトの状況

単位 = 万
70000 = 7億

日本向け 出版物海賊版上位10サイトアクセス数合計 2025年3月までの推移 ABJによる推計



(出典) 一般社団法人 ABJ 「出版物違法サイトの状況」 <https://www.abj.or.jp/data>

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku.pdf>

SNS上での著作権侵害（例）

- ・ 他人の写真を無断転載
- ・ 正規のコンテンツをスキャン等し、SNSで流出・拡散させる

少年ジャンプ「早バレ」容疑で逮捕の男、正規ルートで 入手の最新号を販売前に公開か

2024/02/25 09:32

 保存して後で読む     シェアする

読売新聞オンライン

<https://www.yomiuri.co.jp/national/20240225-OYT1T50047/>

インターネット上の著作権侵害への対応

(プラットフォーム等に対する)
削除請求

発信者情報開示請求

警告状の送付（訴訟外交渉）

民事訴訟・刑事摘発

事案によるが、
おおむねこの順番
で行われる。

インターネット上の著作権侵害の分類

プラットフォーム

大手動画配信サイト・SNS、大手ECサイトなどは、プラットフォームへの削除請求が有効。

独立サイト

個人管理のサイトでの侵害は、ケースバイケース。
問合せによって削除されることもなくはないが、少なくとも海賊版の販売やそれに伴う広告収入を目的としたサイトの場合は任意の削除に応じる可能性は低い。

独立サイトのタイプは、大きく三種に分類できる。

	タイプ1	タイプ2	タイプ3
発信地	日本	海外	海外
対象	日本の利用者向け	日本の利用者向け	海外の利用者向け

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（策定：2019年10月、更新：2021年4月、2024年5月）

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を総合的に実施する。

①海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

国内における著作権教育・意識啓発

・2020年著作権法改正により導入されたリーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化の周知・普及啓発を含め、官民で連携しながら、著作権教育・意識啓発のより一層の効果的な展開を図る

総 文 経

検索サイト対策

・検索事業者と著作権者等との協議を推進し、これらを通じ、海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制への取組を促進する

総 文

アクセス警告方式

・セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等の一層の促進を図る

総

フィルタリング

・青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る
・セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る

総

経

（注）ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討

②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

被害の実態把握

・日本コンテンツのインターネット上の海賊版に係る被害実態の継続的な把握を行う（配信先が国外向けか（日本への配信も含む）、専ら当該国内向けか等の類型別での被害額の算出が可能な検討も含む）

内 警 外 経

国際連携・執行等の強化

・国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助等による捜査の推進を図る
・海賊版対策情報ポータルサイトや相談窓口を通じた情報収集及び著作権者等の権利行使を促進する
・海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する
・悪質なリーチサイトへの捜査を推進する
・諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う

警 法 外 経

文

経

警

中 総 外 立 経

発信者の特定強化

・権利侵害を行った者に対する発信者情報開示請求手続の簡易化・迅速化を図る2021年改正プロバイダ責任制限法について、関係機関との連携や周知を実施する

総

総

プラットフォーム事業者における対応の迅速化・透明化

・インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務付ける制度整備を進める

③海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

海賊版サイトへの広告出稿の抑制

・海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図ることや、広告収入に係る法的整理等の検討を行う

内 総 法 文 経

CDNサービス等の海賊版サイトへの悪用防止

・権利者と通信事業者の合同会議を通じ、個々の海賊版サイトのリストの共有を図るとともに、著作権侵害コンテンツの流通を容易にするために不正利用されるクラウドフレア社などCDNサービス等について、必要な対策の推進を図る

内 総

正規版の流通促進

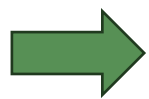
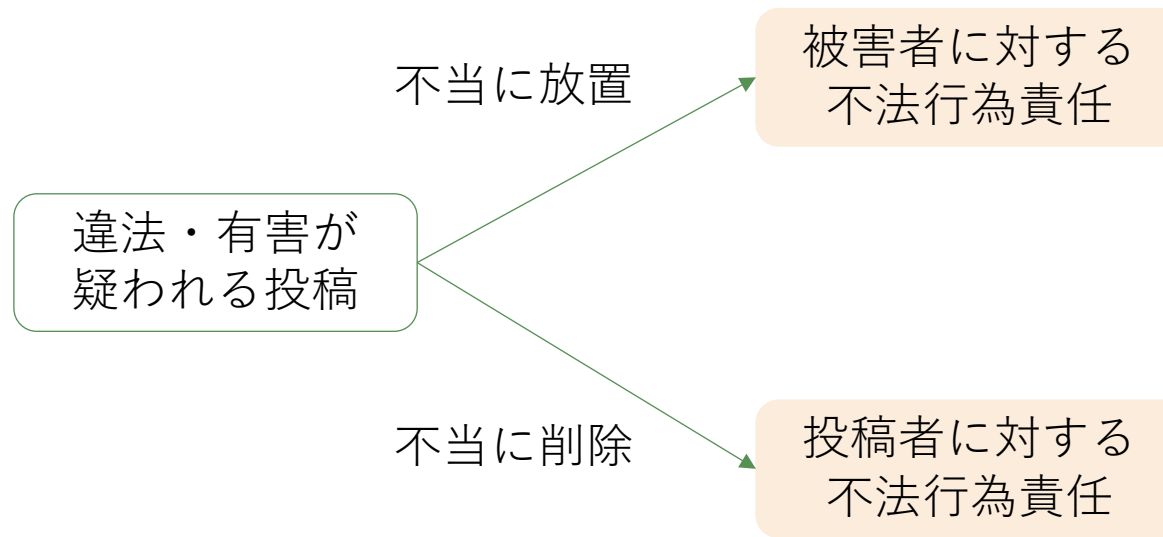
・海外市場の獲得を視野に入れながら、現地における意識啓発等の活動や、ユーザーにとって利便性の高い形でのコンテンツの正規版の流通を促進する

外 文 経

民間の主体的取組を支援する省庁横断的取組の強化

プラットフォーム事業者等の 免責要件

プラットフォーム事業者等が負いうる責任



「放置」も「削除」も不当なものとならないように対応する必要がある。

被害者側に対する責任（法3条1項）

特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき。

投稿者側に対する責任（法3条2項）

特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
- 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報等を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該申出に係る侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

「相当の理由」の判断

☆著作権関係ガイドライン（R7年改訂版）

https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/provider_tyosakukenn_20250513.pdf

申出の主体

- ・著作権等を侵害されたとする者本人、弁護士等の代理人
- ・著作権等管理事業者は信託管理型の場合に限り申出可
- ・共同著作物等については、共同著作権者等のうちの1人でも可

対象とする権利侵害の態様

(1)著作権等侵害であることが容易に判断できる態様

- a)情報の発信者が著作権等侵害であることを自認しているもの
 - b)**著作物等の全部又は一部を丸写ししたファイル**（a以外のものであって、著作物等と侵害情報とを比較することが容易にできるもの）
 - c)bを現在の標準的な圧縮方式（可逆的なもの）により圧縮したもの
- (2)一定の技術を利用すること、個別に視聴等して著作物等と比較すること等の手間をかけることにより、著作権等侵害であることが判断できる態様（後略）

発信者情報の開示

発信者情報の開示の要件（法5条）

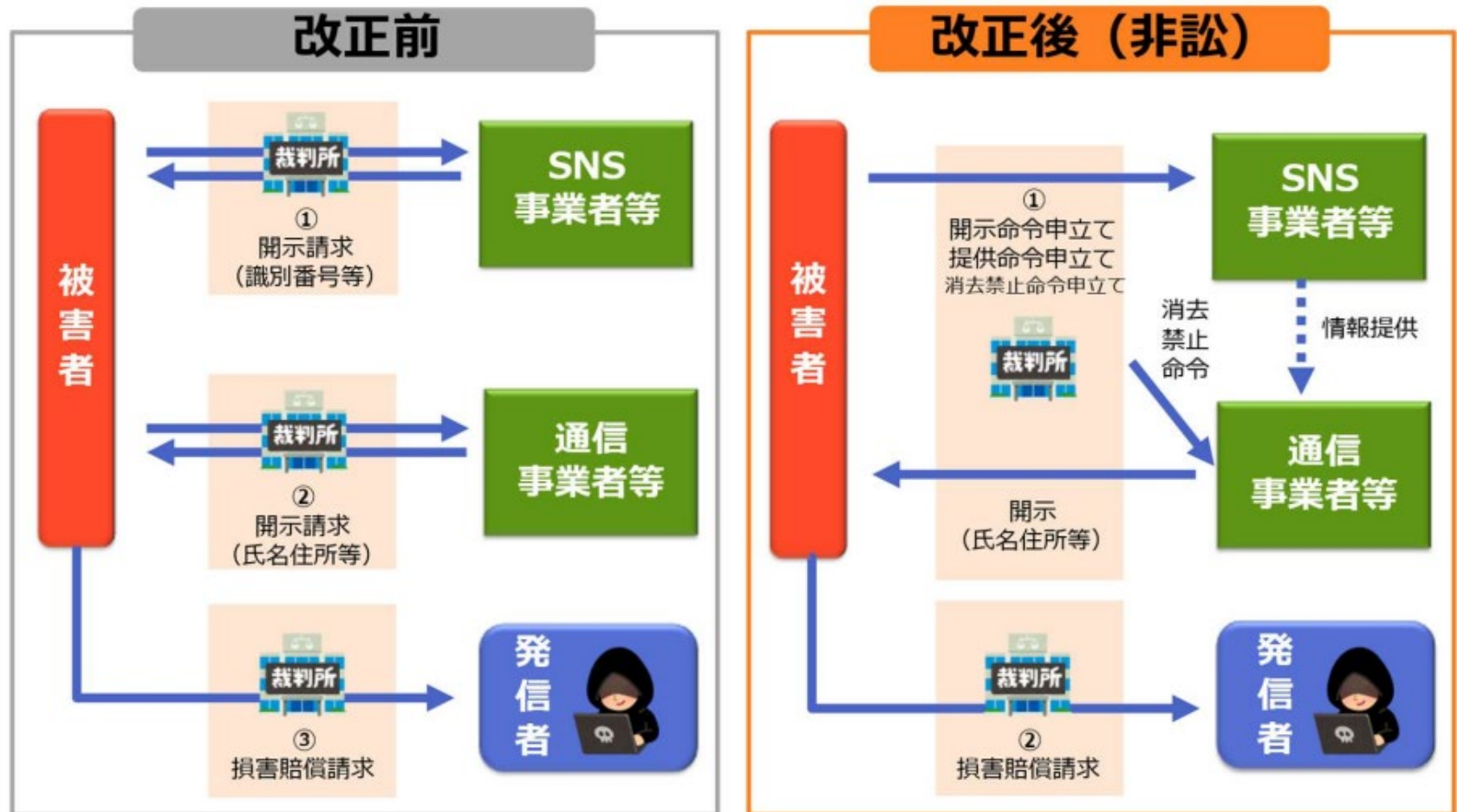
特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報.....以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

- 一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。（**権利侵害の明白性**）
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。（**正当な理由**）
- 三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。（後略）（**補充性**）

☆発信者情報開示関係ガイドライン（R7年改訂版）

<https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/20250513gaido10.pdf>

非訟手続（R3改正）



非訟手続の実務

【印紙貼付】

☐ 発信者情報開示命令申立書
☐ 提供命令申立書
☐ 消去禁止命令申立書 (ver. 2.2)

【作成日】

東京地方裁判所民事第9部 御中

【作成名義人の記名押印】

発信者情報開示命令事件手 続規則2条1号の事件等： (同一投稿が対象かつ係属 中の直近及び最先頭の各事 件)	☐ 東京地裁令和 年(発)第 号(直近) ☐ 東京地裁令和 年(発)第 号(最先頭) ☐ なし
--	--

規則4条2項の事件：☐ 東京地裁令和 年(発)第 号
 目録確認欄 ☐ 当事者目録 ☐ 発信者情報目録 ☐ 投稿記事目録
☐ 権利侵害の説明 ☐ 主文目録(提供命令申立てがある場合)

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

申立ての趣旨

【開示命令】

☐ 相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。

【提供命令】

☐ 別紙主文目録記載のとおり

【消去禁止命令】

☐ 相手方は、別紙投稿記事目録記載の各情報に係る発信者情報開示命令事件(当該事件についての発信者情報開示命令の申立てについての決定に対して異議の訴えが提起されたときは、その訴訟)が終了するまでの間、別紙発信者情報目録記載の各情報を消去してはならない。

- ・ 申立書の書式として、裁判所がフォーマットを用意。項目に☑を入れることでおおむね完成する仕様。
- ・ (著作権の侵害に限定されないが) R3年改正後の申立て件数は増加、開示までの期間が短縮されたとの評価も。

対象となる情報（R3改正）

特定発信者情報以外の発信者情報

＜発信者等に関する情報＞

氏名・名称、住所、電話番号、メールアドレス

＜侵害情報の送信に係る情報＞

IPアドレス・これと組み合わされたポート番号、移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号、SIM識別番号、以上に係る開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害除法が送信された年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）

＜その他＞

発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符号

特定発信者情報

＜専ら侵害関連通信に係る情報＞

IPアドレス・これと組み合わされたポート番号、移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号、SIM 識別番号、SMS 電話番号
以上に係る開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が送信された年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）

裁判管轄

日本の裁判所が管轄を有する場合（9条）

法人を相手方とする場合において

- ・ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき
- ・ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にない場合において
 - （1） 当該相手方の事務所又は営業所が日本国内にある場合において、申立てが当該事務所又は営業所における業務に関するものであるとき
 - （2） 当該相手方の事務所若しくは営業所が日本国内にない場合又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れない場合において、代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるとき
- ・ 日本において事業を行う者を相手方とする場合において、申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるとき

※もっとも、「申立てができれば本人が特定できる」とは限らない。

情報の保存期間

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説（令和7年10月更新）
203~204頁（https://www.soumu.go.jp/main_content/001033403.pdf）

「.....上記社会環境の変化を勘案すれば、**CPにおける違法・有害情報への対策の必要性が高まるとともに、社会的にも期待されているといえるから、自社サービス内で生じた誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報への対策のために不可欠な情報である通信履歴を保存することは、発信者情報開示請求等に対して実効的な対応をする上でも、必要である。**これを踏まえると、CPが、誹謗中傷等の違法・有害情報に係る投稿への対応を行うという目的で、各CPのサービス内容に応じた業務の遂行上必要な通信履歴、例えば、アカウント情報、ログイン情報、投稿情報等について、必要な範囲内で保存することが考えられ、**その保存期間は、少なくとも3～6か月程度**とすることが社会的な期待に応える望ましい対応と考えられる。」

「上記については、一般に電気通信事業法における通信の秘密との関係において許容されると考えられる。**上記期間は、近年の社会環境の変化を踏まえたCP及びAPにおける通信履歴の保存期間として望ましい期間の目安であり、より長期の保存をする業務上の必要性があるとき.....には、これを超えた期間を設定することも許容されると考えられる。**」

大規模プラットフォーム事業者の 義務

大規模プラットフォーム事業者への義務付けの概要

- ・大規模プラットフォーム事業者について、総務大臣が指定（「大規模特定電気通信役務提供者」）。
- ・指定された事業者に対して、以下の措置を義務付け。

①対応の迅速化

- ・削除申し出窓口・手続の整備・公表
- ・削除申し出への対応体制の整備
- ・削除申し出に対する判断・通知

②運用状況の透明化

- ・削除基準の策定・公表
- ・削除した場合、発信者への通知

☆特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン
https://www.soumu.go.jp/main_content/001001530.pdf

大規模特定電気通信役務提供者（法20条1項）

次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であって、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの（以下「大規模特定電気通信役務」という。）を提供する特定電気通信役務提供者

- 一 当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。
 - イ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者（日本国外にあると推定される者を除く。ロにおいて同じ。）及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均（以下この条及び第二十五条第二項において「平均月間発信者数」という。）が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。
 - ロ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者の延べ数の総務省令で定める期間における平均（以下この条及び第二十五条第二項において「平均月間延べ発信者数」という。）が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。
- 二 当該特定電気通信役務の一般的な性質に照らして侵害情報送信防止措置（侵害情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われるものに限る。以下同じ。）を講ずることが技術的に可能であること。
- 三 当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること。

大規模特定電気通信役務提供者（法20条1項）

- 一 当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。
- イ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者.....及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均.....が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数 **（1000万）** を超えること。
 - 「これに準ずる者として総務省令で定める者」は、「指定に係る特定電気通信役務を一月間に利用した者（当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者及び日本国外にあると推定される者を除く。）」
閲覧しているのみの者を含むため、**「平均月間発信者数」は、平均月間アクティブユーザ数と同義。**
- ロ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者の延べ数の総務省令で定める期間における平均.....が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数 **（200万）** を超えること。
 - 「平均月間延べ発信者数」は、当該特定電気通信役務を利用して1か月の間に発信者となった者の延べ数であり、**平均月間投稿数と同義。**

大規模特定電気通信役務提供者（法20条1項）

- 二 当該特定電気通信役務の一般的な性質に照らして侵害情報送信防止措置.....を講ずることが技術的に可能であること。
 - 三 当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること。
- ①「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」として、EC サイト、検索サイト、アプリストア等、②「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものであって前号の特定電気通信役務に専ら付随的に提供されるもの」として、EC サイト等のコメント欄、ゲーム内のチャット機能等が挙げられる

指定に係る手続

- ・プラットフォーム事業者が法20条1項の要件を満たしているか否かの判断には、平均月間アクティブユーザ数や平均月間投稿数の情報が必要。
→事業者は、報告させることができる（同条3項）。
かつ、平均月間アクティブユーザ数が900万以上又は平均月間投稿数が180万以上の事業者（＝指定の要件を満たしそうな事業者）は、報告義務が課されている（施行規則9条1項）。
- ・指定を受けたプラットフォーム事業者は、指定から3か月以内に届出が必要（法21条）。
その際に、
 - ・電話番号及びメールアドレス
 - ・法22条1項の申出を行うための方法の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合、ウェブサイトのアドレスを含む）
 - ・法26条1項の基準の公表の方法（同上）を届けることが必要（21条3号）。

指定されている大規模プラットフォーム事業者

大規模特定電気通信役務提供者	(参考) サービス名	指定日
Google LLC	YouTube	令和7年 4月30日
LINEヤフー株式会社	Yahoo!知恵袋、Yahoo!ファイナンス、 LINEオープンチャット、LINE VOOM	
Meta Platforms, Inc.	Facebook、Instagram、Threads	
TikTok Pte. Ltd.	TikTok、TikTok Lite	
X Corp.	X	
株式会社ドワンゴ	ニコニコ（特定電気通信による情報の流通によって 発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則（令 和4年総務省令第39号）第8条第6項各号に定めるものを 除く。）	令和7年 5月29日
株式会社サイバーエージェント	Amebaブログ	令和7年 5月30日
株式会社湘南西武ホーム	爆サイ.com	
Pinterest Europe Limited	Pinterest	

届け出られた削除申出窓口及び削除基準

https://www.soumu.go.jp/main_content/001031570.pdf

削除申し出窓口・手続の整備・公表

- ・大規模特定電気通信役務提供者は、自己の権利を侵害されたとする者が権利侵害の投稿の削除申し出を行うための方法を定め、これを公表しなければならない（法22条1項）。
- ・その方法は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない（同2項）。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法による申出を行うことができるものであること。
 - 二 申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと。
 - 三 当該大規模特定電気通信役務提供者が申出を受けた日時が当該申出を行った者（第二十五条において「申出者」という。）に明らかとなるものであること。

削除申し出窓口・手続の整備・公表

☆「**申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと**」の具体例

- ア) トップページから少ないクリック数でアクセスできる等、申出フォームが見つけやすいこと。
- イ) 文字制限のない文章記入欄が設けられている、証拠が添付可能である等、十分に情報提供が可能な申出フォームとなっていること。
- ウ) アカウント非保有者であっても申出を行うことができること。
- エ) 申出先以外の第三者との関係で、申出者のプライバシー等の権利・利益の侵害を生じさせない形で、申出を行うことができること。
- オ) 申出を行ったことを理由として、申出以後のサービス利用に当たって不利益を受けないこと。

削除申し出窓口（例）

< 一覧 >

https://www.soumu.go.jp/main_content/001031570.pdf（再掲）

・ Google

<https://support.google.com/youtube/topic/6154211?hl=ja>

・ Facebook

<https://help.meta.com/requests/473742855795688/>

※ヘルプセンター

<https://ja-jp.facebook.com/help/?ref=pf>

・ X

<https://help.x.com/ja/rules-and-policies/japan-resources>

※参考 Xが指針抵触の疑いありとの報道（共同通信）

<https://news.yahoo.co.jp/articles/67c828c42a715f24588d54263b5f2f926d6dddc4>

削除申し出への対応体制の整備

- ・大規模特定電気通信役務提供者は、被侵害者から投稿の削除申出があったときは、当該申出に係る侵害情報の流通によって当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、**遅滞なく必要な調査を行わなければならない**（法23条）。
- ・大規模特定電気通信役務提供者は、前条の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者のうちから、**侵害情報調査専門員を選任しなければならない**（法24条1項）。
- 全ての大規模特定電気通信役務の種別について、**大規模特定電気通信役務ごとに一人**（施行規則14条）。

削除申し出に対する判断・通知（法25条）

- ・大規模特定電気通信役務提供者は、第23条の申出（削除の申出）があったときは、同条の調査の結果に基づき削除等の措置を講ずるかどうかを判断し、当該申出を受けた日から十四日以内の総務省令で定める期間内（**7日以内**）に、次の各号に掲げる区分に応じ、**当該各号に定める事項を申出者に通知しなければならない。**ただし、申出者から過去に同一の内容の申出が行われていたときその他の通知しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 一 当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたとき その旨
 - 二 当該申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかったとき その旨及びその理由

※第23条の調査のため侵害情報の発信者の意見を聴くこととしたとき、第23条の調査を専門員に行わせることとしたとき、その他やむを得ない理由があるときは、7日以内にその旨を申出者に通知の上、判断後遅滞なく上記の通知を行えばよい（同条2項）。

☆第三者からの削除申し出に対する対応？

削除基準の策定・公表（法26条1項）

大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通については、**次の各号のいずれかに該当する場合**のほか、**自ら定め、公表している基準に従う場合**に限り、送信防止措置を講ずることができる。この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間（**14日**）前までに公表されていなければならない。

- 一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようとする情報の発信者であるとき。
- 二 **他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずるとき。**
- 三 緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であって、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。

☆特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_content/001032102.pdf

対象となる権利・利益／情報（例）

対象となる権利・利益
名誉権
名誉感情
プライバシー
私生活の平穩
肖像権
パブリシティ権
著作権及び著作隣接権
商標権
営業上の利益

対象情報
わいせつ関係
薬物関係
振り込め詐欺関係
犯罪実行者の募集関係
金融業関係
消費者取引における表示関係
銃刀法関係
違法オンラインギャンブル等関係
その他（ストーカー規制、フィッシング関係等）

削除基準（法26条2項）

大規模特定電気通信役務提供者は、前項の基準を定めるに当たっては、当該基準の内容が次の各号のいずれにも適合したものとなるよう努めなければならない。

- 一 送信防止措置の対象となる情報の種類が、当該大規模特定電気通信役務提供者が当該情報の流通を知ることとなった原因の別に応じて、できる限り具体的に定められていること。
- 二 役務提供停止措置を講ずることがある場合においては、役務提供停止措置の実施に関する基準ができる限り具体的に定められていること。
- 三 発信者その他の関係者が容易に理解することのできる表現を用いて記載されていること。
- 四 送信防止措置の実施に関する努力義務を定める法令との整合性に配慮されていること。

- ・ 大規模特定電気通信役務提供者は、おおむね一年に一回、当該基準に従って送信防止措置を講じた情報の事例のうち発信者その他の関係者に参考となるべきものを情報の種類ごとに整理した資料を作成し、公表するよう努めなければならない（法26条4項）。

削除基準（例）

< 一覧 >

https://www.soumu.go.jp/main_content/001031570.pdf（再掲）

・ Yahoo

<https://chiebukuro.yahoo.co.jp/topic/guide/rule/>

・ Google

<https://support.google.com/youtube/answer/7671399>

https://support.google.com/youtube/answer/2797449?hl=ja&ref_topic=2778546&sjid=2279658331287392835-NC

・ Meta

<https://transparency.meta.com/ja-jp/policies/community-standards/>

・ TikTok

<https://www.tiktok.com/legal/information-distribution-platform-act-jp>

・ X

<https://help.x.com/ja/rules-and-policies>

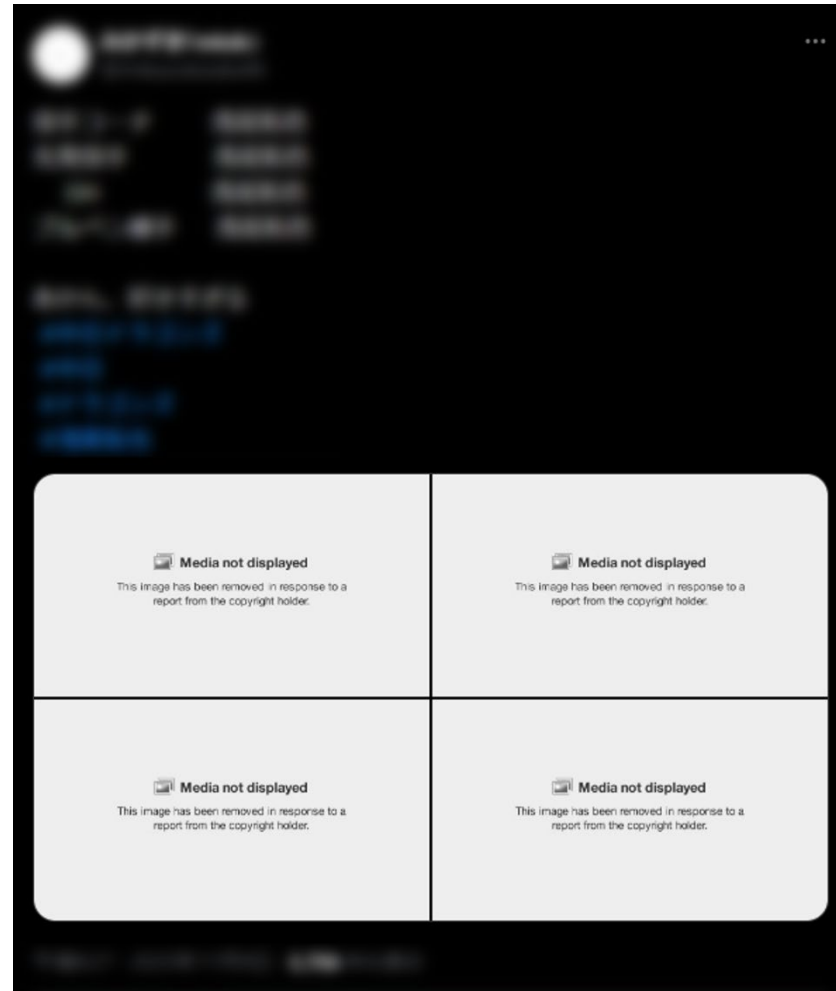
発信者への通知（法27条）

大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通について送信防止措置を講じたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、その旨及びその理由を当該送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に通知し、又は当該情報の発信者が容易に知り得る状態に置く措置

（第二号及び次条第三号において「通知等の措置」という。）を講じなければならない。この場合において、当該送信防止措置が前条第一項の基準に従って講じられたものであるときは、当該理由において、当該送信防止措置と当該基準との関係を明らかにしなければならない。

- 一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じた情報の発信者であるとき。
- 二 過去に同一の発信者に対して同様の情報の送信を同様の理由により防止したことについて通知等の措置を講じていたときその他の通知等の措置を講じないことについて正当な理由があるとき。

通知等の措置（例）



措置の実施状況等の公表（法28条）

第二十八条 大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。	
第1号関連（第23条の申出の受付の状況）	・ 申出の受付件数（申出理由別）
第2号関連（第25条の規定による通知の実施状況）	・ 一定期間内に削除する旨の通知をした件数、削除しない旨及びその理由の通知をした件数（申出理由別） ・ 第25条第1項ただし書の規定に基づき通知をしなかった場合、その理由 ・ 一定期間を超えて削除する旨の通知をした件数、削除しない旨及びその理由の通知をした件数（申出理由別） ・ 第25条第2項第1号～第3号それぞれの該当件数（申出理由別） ・ 第25条第2項第3号に該当した場合、「やむを得ない理由」の具体的内容（申出理由別）
第3号関連（第27条の規定による通知等の措置の実施状況）	・ 発信者に通知等の措置を講じた件数（削除・アカウント停止の別、削除又はアカウント停止理由別） ・ 通知等の措置を講じなかった場合、その理由（削除・アカウント停止の別）
第4号関連（送信防止措置の実施状況（第1～3号に掲げる事項を除く。））	日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況であって、以下に掲げるもの ・ 全投稿数又は全アカウント数、その具体的な算定方法 ・ 利用者からの通報を受けて削除した件数及び削除しなかった件数（削除した理由又は削除しなかった理由別） ・ 自らの探知による削除件数（削除理由別） ・ 公的機関（裁判所を除く）による削除要請件数、うち削除した件数及び削除しなかった件数（要請理由別） ・ 裁判所による削除の判決又は決定の件数、うち削除した件数及び削除しなかった件数（申立て理由別） ・ アカウント停止件数（アカウント停止理由別・端緒別） ・ AIを用いた削除件数・アカウント停止件数（削除又はアカウント停止理由別） ・ 削除等に対して不服申立てが行われた件数、不服申立てを受けて削除等を撤回した件数、うちAIを用いて判断した件数 ・ 専門員の専門性、訓練内容 ・ 日本語を理解するコンテンツモデレーターの数、訓練内容、人的・技術的体制についての定性的又は定量的な説明 ・ 第26条第3項に基づく基準の変更の対象となった情報の種類 ・ 第26条第4項の資料を作成し、公表している場合には、その公表の方法（オンラインの場合はURLを含む。）
第5号関連（第1～4号に掲げる事項について自ら行った評価）	下記項目に係る自己評価 ・ 申出方法、侵害情報送信防止措置の実施状況、理由の粒度、人的・技術的体制の整備、送信防止措置の実施に関する基準の内容、送信防止措置の実施状況 ・ 大規模特定電気通信役務上に流通する違法・有害情報の流通状況
第6号関連（総務省令で定める事項）	自己評価項目に係る評価基準、評価基準を変更した場合には変更の内容及びその理由

勧告・命令／罰則 等

- ・ 報告の徴収（法29条）
- ・ 勧告・命令（法30条）

< 罰則 >

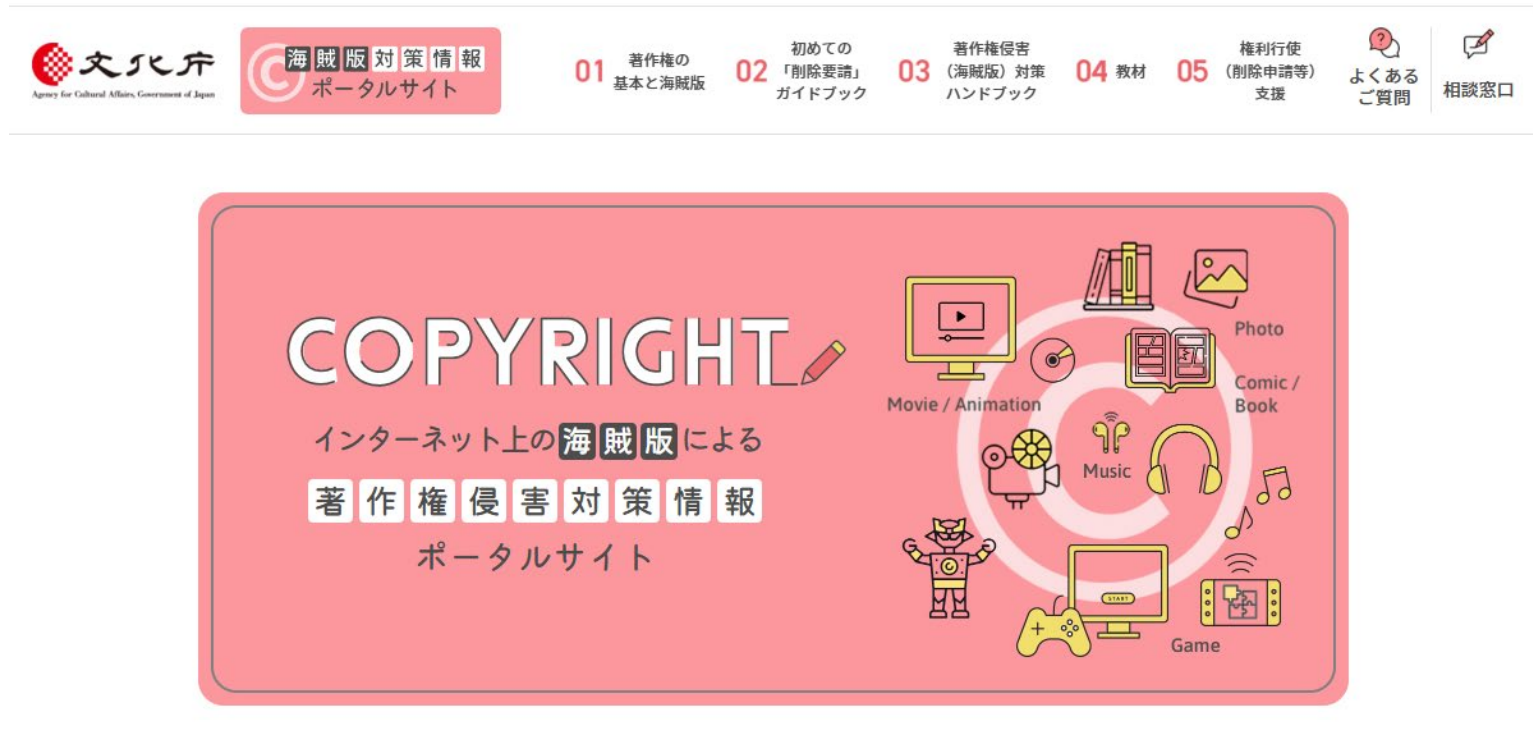
- ・ 命令に違反
→ 1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金（法35条）
- ・ 虚偽の届け出、報告
→ 50万円以下の罰金（法36条）
- ・ 両罰規定あり、法人には最大1億円の罰金刑（法37条）
- ・ 20条3項の報告の懈怠・虚偽報告、24条3項の届け出懈怠・虚偽届出
→ 30万円以下の罰金（法38条）

まとめ

まとめ

- ・ 情プラ法は著作権侵害の情報の流通についても適用対象、海賊版対策の中にも位置付けられる。
- ・ 実際に、改正を機に、ガイドライン等も見直しが図られており、プラットフォーム事業者等に対して著作権侵害への適切な対応を求める動き。
特に大規模プラットフォーム事業者については、指定を受けた事業者のサービスではより実効的な削除対応が期待できるとも思われる。
- ・ もっとも、全てのプラットフォームが対象となるわけではない等の課題、指定されたプラットフォームにおいても法の趣旨に則った対応の充実が待たれる。

海賊版対策情報ポータルサイト



<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>

ご清聴ありがとうございました

弁護士 大出萌

megumi.oide@miura-partners.com

三浦法律事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号大手町ファーストスク
エアーストタワー3階

TEL：03-6270-3500（代表）

www.miura-partners.com